

農林水産省の道しるべ

～林地残材を活用した農畜産業への貢献～

東北森林管理局 由利森林管理署 有馬 俊英

1 はじめに

近年、森林吸收源対策として間伐が積極的に推進されその実行量も増加傾向にあるが、搬出条件や採算性の都合上、やむを得ず林内に放置される伐採木も少なくない。

一般者から放置間伐材について意見されることも多く、その利用法を模索していたところ、昨年12月に「森林・林業再生プラン」が作成され、これまで未利用だった森林資源の積極的な活用が示された。

国有森林資源を広域かつ有効に利用するための一手段として、農畜産業への流通を見出したことから、その可能性を検討しつつ、国民の声を反映させた施策立案について考察することとした。

なお、本課題では林地残材を「森林施業などにより発生した利用されずに林内に放置された木質資源」と定義し、端材、枝条、作業上発生した伐根等も含み表現する。



図-1 林地残材と一般者の声

2 取り組みのきっかけ

(1) 吹付工よりヒント「木質纖維パウダーの畜産敷料利用」

ある資材メーカーより、現地表層土と工事支障木を活用し、郷土樹種による緑化を目的とした吹付工の説明を受けた際、その基材の一つに「木質纖維パウダー」と呼ばれる木質チップをさらに剪断し、細かくした素材を利用するととの説明を受けた。

この木質纖維パウダーの用途は様々だが、その一つに農畜産業における敷料として利用されており、ここに国有林で発生した林地残材を活用できなかっかと思い考察を開始した。

(2) 敷料とは？

畜舎の床に敷く資材であり、畜体の保護や畜舎環境の整備等を目的とし、主として、



図-2 木質纖維パウダー

おがくず・もみ殻等が用いられる。

形状にもよるが、おがくずなどの木質系敷料は、水分調整能力や脱臭能力に優れており、幅広く使用されている。

敷料は一般的に畜産農家と各事業者が個別に提携し調達される。

代表的な事業者として、製材業・産廃処理業・農家などが挙げられるが、木質系敷料の生産を専門としている者は少なく、欲しいときに欲しい分だけ手に入るという状況ではない。

目的

畜体の保護
体温調節
畜舎環境整備 など

種類

おがくず
稻ワラ
もみ殻 など



図-3 敷料の目的

3 現状と問題点

(1) 畜産業界（敷料関係）を取り巻く現状と問題点

取り組みのはじめに実態把握のため、秋田県雄勝町及び羽後町にて、パウダー生産の産廃処理業者及びおがくずを供給する製材工場、畜産農家、羽後町堆肥センターの4者の協力を得て現地視察を行った。

各事業者が抱える多くの問題点の中で、敷料に関わる問題点として「安定性」と「経済性」を各者共有しておりその原因が「木材不足」ということが分かった。



図-5 木材不足の影響

価格が高騰し、欲しいときに欲しい分だけ調達できないという状況にある模様。

(2) 国有林における林地残材の問題点と展望

冒頭のとおり、搬出条件、採算性からやむを得ず放置されている現状。

しかし、昨年12月に「森林・林業再生プラン」において、森林資源の活用（木材利用の拡大）が提示されたことから、今後の木材利用に大きな期待が寄せられる。

後日、秋田県由利地域振興局農林部様の協力を得て、由利森林管理署管内にある畜産農家の実態把握を行ったが、雄勝・羽後地区と同様的回答が得られ、木材不足が深刻な問題であることが分かった。

製材工場や産廃処理業では敷料の材料となる木材が不足しているため、事業として成り立たず、片手間的な供給体制しかとれず、そのため、量的に安定せず、



図-4 現地視察位置図

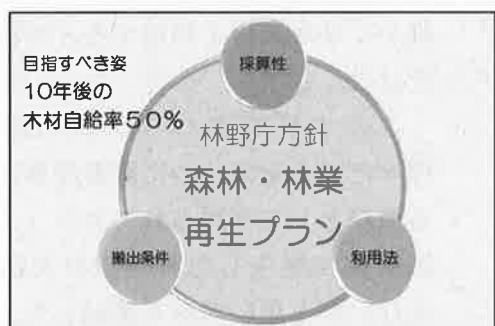


図-6 森林・林業再生プラン

4 林地残材活用システムの構築

森林・林業再生プランが示されたことにより、林地残材の活用において大きな期待をよせることとなるが、より活性化させるための制度やシステムが必要と考える。

そこで、国有林林地残材活用に特化した「林地残材活用システム」を提案する。

なお、本課題では、畜産農家に焦点を当て検討するが、本システムは業種・目的を問わず広域に林地残材を供給しうるシステムである。

(1) 林地残材活用システムの概要

このシステムは、国有林を供給者、畜産農家等の最終利用者を需要者、製材工場等を中間窓口と位置付け、国有林内の林地残材を広域かつ安定的に供給することを目的とする。

システムの核となる中間窓口は、供給者と需要者のパイプ役を果たすべく、製材業者や木くずを取り扱う産廃処理業者等が主な対象者となり、契約形態は、システム販売が適切と考える。

また、中間窓口と需要者は、登録制とし、各々の条件の下、売買契約を締結し個々に売買を行う。

中間窓口において供給計画を作成し、層積単位やトン当たり単価でシステム販売契約を締結。契約締結後、供給計画や需要者の要請により林地残材を購入し、収集～加工～販売を行う。

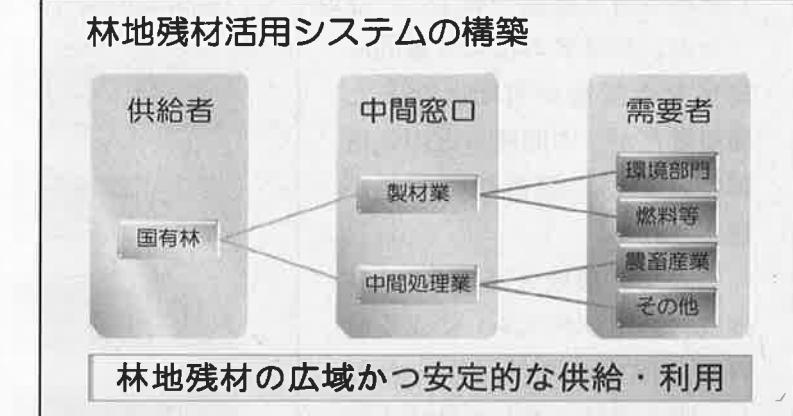


図-7 林地残材活用システムフロー

システム概要

設置の目的	国有林内林地残材を需要者へ広域かつ安定的に供給する
中間窓口 対象者	木質資源を加工・処理できる者（国有林と需要者のパイプ役） （例）製材工場・産廃処理業（木くず取扱者）など
契約形態	{供給者 中間窓口} システム販売 {中間窓口 需要者} 登録制個別契約
内 容	層積もしくはトン当たり単価で契約（契約事務の簡素化） 供給計画に基づき林地残材を納入り、収集・加工・販売
関連措置	購入実績に対し、運搬費等を助成 (再生プランに基づき補助金創設)

図-8 林地残材活用システム概要

また、経済性対策の関連措置として、林地残材の活用という観点から森林・林業再生プランに基づく補助金を林野庁にて創設し、新たな負担となる運搬費等に対し助成を行い、事業者負担を軽減する。

(2) 農畜産業における林地残材活用システムイメージ

まず、林地残材の山土場までの収集は、素材生産請負事業により行う。

評定の際、歩留まりを90～95%で積算し、公告や契約時の特約条項として「林地残材活用システム対象物件」と表示し、残材の収集を義務付け、中間窓口は、集積された林地残材を運搬～加工し、登録している畜産農家や堆肥センターに販売する。

一方、システムにより量的に安定した調達が可能となった需要者だが、中間窓口との価格調整において経済性の問題が懸念される。

そこで、農政と連携し、「林地残材活用システム」による敷料等に限定した補助金を創設し、購入実績に対して助成を行い、事業者負担を軽減する。

補助金により畜産農家は直接経費を抑えることができ、さらに、木質系敷料により糞尿処理問題が改善され、それに投じてきた処理費用の軽減も期待できる。

また、堆肥センターや農家においても販売量の増加や経費削減が期待され、さらには、安全な肥料による安全な農作物が私たちの食卓に並ぶこととなり、結果として、広い範囲での効果が期待できる。

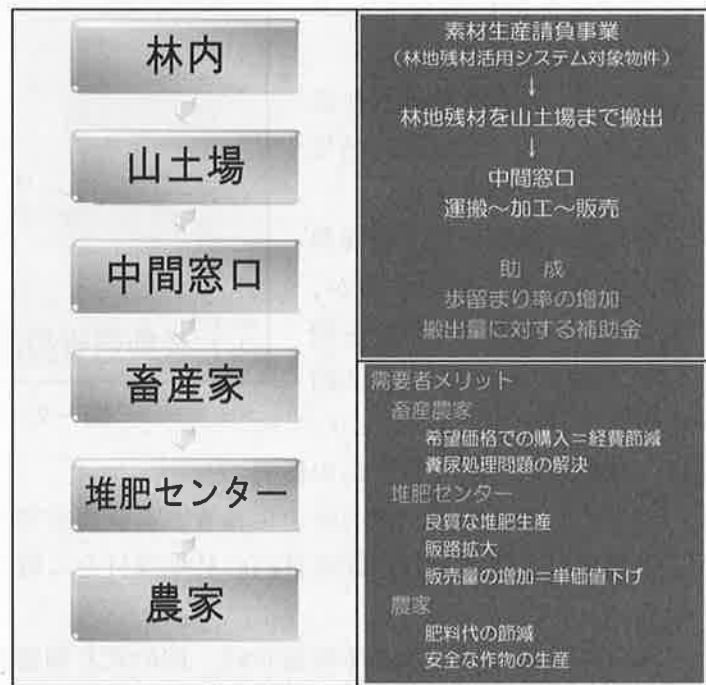


図-9 林地残材活用システムイメージ

(農畜産業の場合)

5 需要・供給・実現性の検討

(1) 需要と供給

- ・需要=平成20年度に林野庁木材産業課が行った「おが粉生産動向調査」結果や新たな分野での利用実績から勘案し充分と判断。
- ・供給=年間伐採量や2000万m³の未利用残材の蓄積等から充分な資源量。

(2) 実現性

実現性=未知数→実現性のある施策にするためには?

① 「事業者アンケート」により実現・継続する施策の検討

仮算出した助成額やメリット等をまとめ、仮想の制度を提案し、制度利用の可能性や現実的な助成額等の意見を、アンケートという形で事業者より収集。

否定的な意見が大多

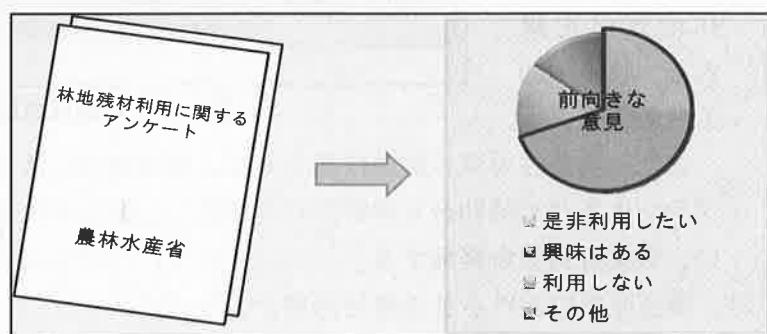


図-10 事業者アンケート

数であれば制度化する必要はないが、発展が期待できる結果であれば、アンケート結果をもとに詳細を詰め、より良い制度を構築することが可能となる。

② 「事業者アンケートによる施策検討」を一般公表し、国民の声を集約・反映

アンケートの取り組み状況や結果を一般公表し意見を求めるにより、様々な声を収集することが可能となる。

さらに、その声を施策に反映させることにより、国民に賛同される施策を立案することが可能となる。

昨年話題となった事業仕分けだが、これは「国民による事業仕分け」であり、国民が必要と判断し制度化される施策となりうる。

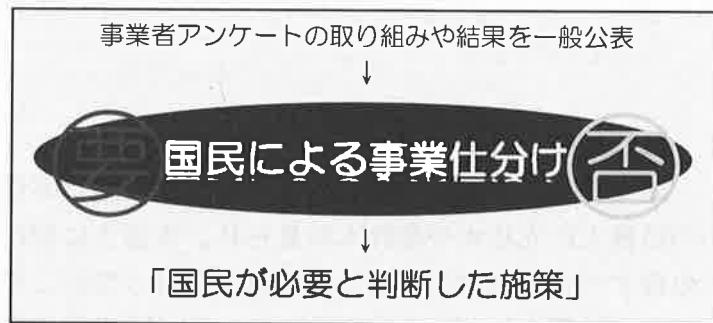


図-11 国民の声を反映させた施策立案

6 さいごに

現地視察の際、堆肥センターの所長様より、「課長さん、この話が実現しなくて構わないんですよ。これまで付き合いの無かった林業関係のお役所さんが現場に来て、興味を持ってくれただけで私はうれしいんです」との意見を頂いた。

今回、農畜産業に知見のない私が、各事業者や秋田県職員の皆様からの多大なご協力を頂き一つの提案をすることができた。

その情報の中には紹介できなかつたものも多々あるが、それらは私自身のスキルアップに繋がり、今後、より広い視野で業務に従事することができる事となるだろう。

興味を持ち、積極的に取り組むことにより、国民視点に立つことができ、求められる施策を立案することが可能となると考える。

これこそが、農林水産省全体の目標であり道しるべとなるのではないだろうか。

